

泉佐個審第14号
平成26年3月31日

泉佐野市長
千代松 大耕 様

泉佐野市個人情報保護審査会
会長 杉島 幸生

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成25年11月13日付け泉佐総総第913号で諮問のあった「泉州南部診療情報ネットワークシステム構築に係る電子計算機の外部結合について」に係る泉佐野市個人情報保護条例第7条第3項の規定による外部提供禁止の例外事項について、下記のとおり答申します。

記

審議結果 承認

理由 電子計算機の外部結合については、泉佐野市個人情報保護条例第7条第3項で、「公益上必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置がとられていると認められたとき」に例外的に認められると規定している。本件外部提供については、公益上の必要が認められ、また、地方独立行政法人りんくう総合医療センターその他の病院及び診療所において、必要な保護措置がとられていると認められる。

意見 本件外部提供に係る個人情報は、心身に係る基本的な個人情報であることから、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、個人情報保護に万全の対策を講じられたい。

なお、システムの運用に当たっては、次の事項を十分に踏まえた上で、個人情報を適切に管理することとされたい。

- 1 システムの販売業者及び開発業者から診療情報へアクセスしないことを確認書に明記させること。
- 2 泉州南部診療情報ネットワーク運用規程第17条第3号について、意味が明確になるように規定すること。また、第13条について、利用を停止する場合に、運用規程に違反したときを追加すること。
- 3 同意説明書において、ID、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号の情報を公開施設、閲覧施設及びデータセンターが共有することを明らかにすること。